

## 主な都府県の条例構成

		埼玉県	東京都	大阪府	京都府	長野県	静岡県
条例名 (公布年月)		埼玉県生活環境保全条例 (平成13年7月) 14年報告制度追加	都民の健康と安全を確保する 環境に関する条例 (平成12年12月) 17年報告制度追加	大阪府温暖化の防止等に関 する条例 (平成17年10月)	京都府地球温暖化対策条例 (平成17年12月)	長野県地球温暖化対策条例 (平成18年3月)	静岡県地球温暖化防止条例 (平成19年3月)
報 告 制 度	削 減 計 画 書	知事への提出義務 (対象) ・燃料、電力の使用量を原 油換算した量が1,500kl/ 年間以上の事業所 ・大規模小売店舗のうち店舗 面積が一万平方メートル 以上であるもの	知事への提出義務 (対象) ・燃料、電力の使用量を原油換 算した量が1,500kl/年間以 上の事業所	知事への提出義務 (対象) ・燃料、電力の使用量を原 油換算した量が1,500kl/ 年間以上の事業所を有す る事業者(府内の事業所 全体分を提出) ・トラック又はバスを100台以上 使用する事業者、タクシー250 台以上の自動車運送事業 者 ・チェーン:24時間営業し ている者(1,500kl(合算) /年間以上) ・フランチャイズ:24時間 営業している者(1,500kl (合算)/年間以上)	知事への提出義務 (対象) ・府内の全事業所の燃料、電 力の使用量を原油換算した 量が1,500kl/年間以上の事 業者 ・トラック又はバスが100台以上、 タクシーが150台以上の自動車 運送事業者、車両数150両 以上の鉄道事業者 ・フランチャイズ:営業時間 指定無し(1,500kl(合算) /年間以上) ・メタン等の二酸化炭素換算 量が3,000ト以上の事業者	知事への提出義務 (対象) ・燃料、電力の使用量を原油 換算した量が1,500kl/年 間以上の事業所を有する事 業者(20年度から県内の 事業所全体分を提出) ・トラック又はバスが200台以上、 タクシーが350台以上の自動車 運送事業者 ・チェーン:店舗を終日利用 (1,500kl(合算)/年間以 上) ・フランチャイズ:店舗を終 日利用(1,500kl(合算)/ 年間以上) ・飲食物を提供する自動販売 機の設置又は管理をする事 業者(1,500kl(合算)/年 間以上)	知事への提出義務 (対象) ・燃料、電力の使用量を原油 換算した量が1,500kl/年間 以上の事業所 ・トラック又はバスが100台以上、 タクシーが150台以上の自動車 運送事業者 ・チェーン:24時間営業して いる者(1,500kl(合算)/ 年間以上) ・フランチャイズ:24時間営 業している者(1,500kl(合 算)/年間以上) ・メタン等の二酸化炭素換算 量が3,000ト以上の事業者
		事業者による公表義務	知事及び事業者による公表義 務	知事による公表義務	知事による公表義務	知事及び事業者による公表義 務	知事による公表義務
	実 績 報 告 書	-	知事への提出義務	知事への提出義務	知事への提出義務	知事への提出義務	知事への提出義務
-		知事及び事業者による公表義 務	知事による公表義務	知事による公表義務	知事及び事業者による公表義 務	知事による公表義務	